

2020年12月18日

各 位

丸三証券株式会社

「R & I 顧客本位の投信販売会社評価」においてSの評価を取得いたしました

当社は、「いついかなる場合にもお客様に対して奉仕の心を失うことのないよう誓う」ことを経営理念に掲げ、お客様本位の企業活動に努めています。

そして、2017年6月に『お客様本位の業務運営への取組方針』を新たに定め、その取組みを強化しております。

このような中、当社のお客様本位の業務運営のうち投資信託の販売姿勢について、第三者機関である株式会社格付投資情報センターから客観的な評価を頂きましたので、ここに公表させていただきます。

今後も、「お客様に選ばれる証券会社」を目指し、皆さまのご期待に沿えるよう誠心誠意努めて参りますので、引き続き、ご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

評価公表日：2020年12月18日

| 評価対象 | 評価符号 |
|---|---|
| <p>丸三証券</p> <p>【会社概要】 関東を中心に29店舗を構える独立系の中堅証券会社。投資信託によるグローバルな資産運用の提案に力を入れる。</p> |  |

【評価引き上げ】

FDに関する方針決定、社内への浸透策、投信の選定に至るまで経営トップが強く関与し、施策の内容にも一貫性が見られる点、投信の選定・モニタリング体制を継続的に強化している点などを評価し、「A+」から「S」に引き上げた。

評価のポイント

- 顧客本位の業務運営に係る方針等の策定・公表等
経営トップの強いリーダーシップの下、顧客本位の業務運営（Fiduciary Duty：FD）を推進している。経営陣と関連部署が協議を重ねて方針を決定しており、役割と推進体制は明確である。FDに関する重要業績評価指標（KPI）は半年に一度のペースでの公表を続けている。
- 顧客の最善の利益の追求
営業員の専門性向上を目指し、実践形式の研修や勉強会に力を入れている。足元では、専門資格取得支援策を強化しており、今後の成果が注目される。
- 投信販売方針策定及び販売、レビュー
投信の販売方針は、経営陣が最初から議論に加わり、トップダウンで決定している。FDを重視した販売方針は明確で、一貫性がある。本部による販売サポートについても、継続的に強化している点は評価できる。
- 取扱投信の選定・モニタリング
新規商品導入、勧誘禁止とも経営トップが関与し、マーケットや投信業界動向などを吟味したうえで決定している。足元では新規投信の選定体制を強化している。販売後のモニタリングについては、引き続き、経営トップが参加する会議にてチェックしている。
- 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
表彰制度は新規資金導入を最重要視しており、FD方針に沿った適切な動機づけに注いでいる。業績評価でも手数料収入よりも新規資金導入を重視している。数字だけではなく、定性面も踏まえた評価を続けている。

「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」について

銀行、証券会社などが、いかに投資信託の販売において「顧客本位の業務運営」を行っているか、その取組方針や取組状況を依頼に基づき、中立的な第三者の立場から評価します。投資信託の購入に際してアドバイスを必要としている個人投資家が販売会社を選ぶ際に、この評価を参考指標として利用することを想定しています。

評価符号とその定義は以下の通りです。

| 符号 | 定義 |
|-----------|---|
| SS | 顧客の最善の利益を図るための取組みが十分に行われており、非常に多くの優れた要素がある。 |
| S | 顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、多くの優れた要素がある。 |
| A | 顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、優れた要素がある。 |
| B | 顧客の最善の利益を図るための取組みが行われているが、改善すべき要素がある。 |
| C | 顧客の最善の利益を図るための取組みが不十分であり、改善すべき要素が多い。 |

(注) S と A については、上位評価に近いものにプラスの表示をし、それぞれ S+、A+ と表示することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I 顧客本位の投信販売会社評価は、投信販売業務を行う金融事業者の「顧客本位の業務運営」に関する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&I は一切の責任を負わないものとします。R&I 顧客本位の投信販売会社評価は R&I 投信定性評価・定量評価レーティングとはそれぞれ独立のものであり、互いの評価に影響を与えるものではありません。R&I 顧客本位の投信販売会社評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。